厚生労働省 大阪労働局 Press Release

岸和田労働基準監督署発表
令和７年７月 10 日

令和７年７月 10 日
【照会先】
岸和田労働基準監督署
072-498-1012

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（丸のこ盤の歯の接触予防装置を設けずに作業を行わせた疑い）

令和７年７月 10 日、岸和田労働基準監督署（署長 浅田（あさだ） 雅彦（まさひこ））は、株式会社エムティアール及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

１　被疑者

（１）株式会社エムティアール（以下「被疑会社」という。）

本社所在地　　大阪府阪南市桃の木台

事 業 内 容　　輸送用機械器具製造業

（２）同社代表取締役Ａ（以下「被疑者Ａ」という。）

２　違反条文等

被疑会社、被疑者Ａともに

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第１号

同法第 27 条第１項

労働安全衛生規則第 115 条

同法第 119 条第１号（罰則）

同法第 122 条（両罰）

3　事件の概要

　被疑者Ａは、被疑会社の安全管理一切を統括し、指揮を行う者ですが、令和７年２月７日、労働者Ｂに、丸のこ盤によるアルミ製筒状材料の切断作業を行わせるに当たり、法令で定める同盤の歯の接触予防装置を設けなかった疑いがあるものです。

4　参考事項

（１）令和７年２月７日、被疑会社において労働者Ｂが丸のこ盤によるアルミ製筒状材料の切断作業を行っていたところ、同者の片方の前腕が丸のこ盤の回転する歯に接触し、切断される災害が発生しました。

（２）適用法条文は、別紙のとおりです。

別紙

適用法条文

労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条　事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二　爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三　電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十七条　第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（第２項　略）

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第２号から第４号　略）

第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

（丸のこ盤の歯の接触予防装置）

第百十五条　事業者は、丸のこ盤（木材加工用丸のこ盤を除く。）には、歯の接触予防装置を設けなければならない。